

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

〔十番 藤原益栄君登壇〕

○十番（藤原益栄君） 日本共産党宮城県県会議員団の藤原益栄でございます。私の任期も二年目に入りました。三度目の一般質問をさせていただきます。

まず、前回に引き続き、多賀城跡の政庁南大路の整備についてであります。十一月一日、多賀城創建一三〇〇年記念式典が特別史跡多賀城跡城前地区で実施されまして、知事、教育長をはじめ、県当局職員、県議の皆さんに多数御出席いただきました。長年、地元多賀城で多賀城跡の解明と整備を注視してきた者として、私からも心から感謝を申し上げたいと思います。また、先日は、伏谷修一議員から私の多賀城歴史歳時記まで御紹介いただきまして、感謝を申し上げます。

さて、市道新田浮島線で分断されている政庁南大路の整備について、六月議会できただけ早い時期に旧県道、市道新田浮島線上の政庁南大路も整備し、南門から政庁跡へ向かえるようにすべきだと取り上げ、教育長から「市道新田浮島線によって分断された政庁南大路の復元は大きな課題と認識しております」「県教育委員会といたしましては、多賀城市とともに、多賀城外郭南門から政庁への一体性を確保した整備方策について、文化庁の意見も伺いながら、引き続き検討してまいります」との答弁を頂いております。この件につきまして、深谷晃祐多賀城市長は、十一月一日の記念式典主催者挨拶で「私には一つの夢があります。多賀城政庁から南門に向けて、真つすぐに伸びる政庁南大路を一本の道としてつなげることで」と述べました。夢というには、極めて現実的な課題ではありますが、いずれ多賀城市長が政庁南大路を完結させたいと強く意思表示したわけであります。県教育委員会としての基本方向につきましては、既に御答弁いただいておりますが、深谷多賀城市長の並々ならぬ決意を、県教育委員会はどのように受け止めておられるのか、お尋ねいたします。また、多賀城跡の県と市の整備分担は、市道新田浮島線以北が県、以南が多賀城市となっております。よって、同市道上の政庁南大路の整備は、県と市が折半で負担することが望ましいと考えますが、県教育委員会の答弁を求めます。

次に、宮城県名の由来に関する県の立場についてお尋ねいたします。

1 宮城という県名は、誠に畏れ多い名でありまして、音ではキユウジョウと読み、天

皇の居所を示します。なぜ、この名が県名に採られたのか。明治初期の廃藩置県の際、仙台という名を県名にしたのでは、官軍に抵抗した大藩を連想させる。仙台城のある宮城郡から名を採ろう。だが、畏れ多い名だとして宮内省にお伺いを立て、宮城郡は奈良時代よりの古い郡名なので、県名に使って差し支えなしとの回答を得て、宮城県を採用したと言われております。ならば、宮城郡の由来は何か。この問題について、以前も県議会で話題になったと聞いておりましたので、私としては、宮城郡名は多賀城に由来すると決着済みであると認識しておりました。ところが、令和七年版みやぎ手帳を購入させていただきましたところ、宮城県のいわれで「宮城」の由来は鹽竈神社——宮と、多賀城——城によるもの、屯倉が宮城となったとするもの、また、多賀城イコールみちのく遠の朝廷の意味で「宮城」とされたという説があります」として、三説を並列に解説しております。知事が、多賀城創建一三〇〇年記念式典の挨拶や議会答弁で繰り返している、多賀城は宮城県名の由来の一つとの発言も同じ趣旨と推察されます。この三説並列の立場は、一九八二年四月発行の河北新報社編集、宮城県百科事典が大きな影響を与えているようでありまして、宮城県項でほぼ同様の解説をしております。しかし、同事典は、宮城郡の項では、宮城県名の起こりになった郡名であり、この地に古く陸奥国政の中心をなした多賀城が置かれたみちのく府城の意味で宮城と呼んだと考えられているとしており、三年前の一九七九年に発刊されました、角川日本地名辞典は、古くは、塩竈神社、宮と、多賀城、城によって説明し、近代は屯倉によって説明してきしたが、最近では、多賀城、陸奥の遠の朝廷であることから、みちのく府城の意味で宮城と呼んだと考えているとしています。新人物往来社二〇〇四年発刊の宮城県の不思議事典は、さきの三説を紹介しつつ、しかし、最近では、多賀城が陸奥の遠の朝廷であることにちなむという説が有力である。建郡の頃の多賀城は、鎮守府・国府・按察使府という三つの大府政庁が併置されていた地方官衙であった。このような例は他に西の大宰府があるだけである。この遠の朝廷の府下の意味で、城下は宮城郡と呼ばれたのであると角川日本地名辞典と同じ立場をとっております。ここで特に紹介したいのは、岩波書店二〇一二年発刊の東北海道の古代史という平川南先生の本であります。平川先生はこの本で、二〇〇八年に利府町の硯沢窯跡——この遺跡は、三陸自動車道の春日パーキングの場所ですけれども、同パーキングの建物西端に文化財展示室がありますが、多賀城

創建期、八世紀前半の須恵器の窯跡二基が検出され、そこから宮城郡、宮木など、へら書きされた須恵器が発見され、宮城郡は、多賀城創建期に成立していたことが考古学的に立証されたこと、古代において、天皇の居所を示す名が郡名に使用されることは尋常ではなく、多賀城設置と切り離して考えることができないこと、郡名命名の際にはさすがに天皇の居所を示すキュウジョウの読みは避け、ミヤキまたはミヤギとしたと考えられる等々と述べております。平川南先生は、多賀城の臨時職員から多賀城跡調査研究所の所員となり、日本で初めて漆紙文書の解読に当たり、その論文で東大の博士号を取得し、千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館の教授となり館長まで務められた方があります。多賀城碑の国宝指定にも多大な御尽力を頂き、式典にも出席されておりました。以上、宮城県名の由来に関する文献を幾つか紹介させていただきましたが、みやぎ手帳の記述はかなり古く、最近の研究成果を踏まえているとはとても思えません。今年、多賀城創建一三〇〇年の年であり、多賀城碑も国宝に指定されました。その記念の年にふさわしく、県名の由来に関する県出版物の記述も最新の研究を踏まえた記述に改めるべきではないかと思いますが、知事の御答弁よろしくお願いいたします。

次に、環境問題に関し、二点伺います。

一点目は、通称産業道路すなわち、主要地方道仙台塩釜線沿いの多賀城市町前にイオン多賀城店がありますが、その東側に鉄くず等の再資源化業者数社が操業しております。パネル及び資料を御覧ください。（パネルを示す）そこには、常時二十メートルを超える鉄くずの山が積まれておまして、搬入、選別、搬出等の作業をしております。その際、作業の大きな音とともに鉄粉とほこりが舞い上がり、付近の住民から「洗濯物も干せない」「騒音がひどいので二重窓にした」「ぜんそくがひどくなった」等々の悲鳴のような声が上がっております。また、この場所は、仙台港から多賀城市の中心部に向かう幹線的道路の途中でありまして、宮城県の海の玄関口がこういう状況で良いのかとの声も上がっております。聞くところ業者は、ここは工業専用地域であり、我々のほうが先に営業を始めたんだという態度をとっているようであります。しかしながら、立地場所がいかに工業専用地区であろうと、近くに住家がある場合、一定の規制を設ける必要があるのではないのでしょうか。現に、工業団地内に同類の事業をしている会社があります。その業者は建屋の中で、騒音、ほこり、鉄粉等が外に出ないよう配慮しつつ

操業しています。以上から、いかに工業専用地域であろうとも、住宅地に近接する場合、建屋で作業するよう条例を制定し、規制する必要があると考えますが、答弁を求めます。

環境問題の二点目は、大気汚染の問題であります。多賀城市と至近距離の仙台港南埠頭の石炭を燃料とする仙台パワーステーションの操業開始は二〇一七年十月一日でありました。それに伴い県は、多賀城市においては市役所西側駐車場で、七ヶ浜町においては松ヶ浜地区避難所でそれぞれ二〇一七年度より移動測定車による測定を開始いたしました。観測結果はどうだったのか。多賀城市においては、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについて、二〇一七年度の二十八日間の調査では、基準値を超えることはありませんでした。しかし、二〇一八年度になりますと、測定された二十八日間で、基準値越えが三日間。二〇一九年度は同様に二日間。二〇二〇年度になりますと、百二十一日間中、八日間。二〇二一年度は百十五日間中、五日間にわたり基準値を超えたことが判明しています。このように、パワーステーションの操業開始以降、多賀城市において光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントが基準値超えするようになりました。塩釜、多賀城地域では、一九七〇年代前半に石炭を燃料とする仙台火力発電所の排煙により光化学スモッグ注意報が出されたことがあり、山王公民館に常設の観測局が設置されておりました。しかし、発電燃料が天然ガスに変更され、山王公民館から撤去され、今日に至っております。光化学オキシダントが基準値を超えている状況を踏まえ、より精密な測定をするために、多賀城市、七ヶ浜町への常時観測局の設置をするべきだと考えますが、答弁を求めます。

次に、砂押川遊水地の一部をスポーツ施設として活用することについて伺います。

砂押川は、幹線流路延長十三・九キロメートルの県管理の二級河川で、利府町に源を發し、多賀城市を西北方向から南東方向に横断しております。河口から遡り、県道泉塩釜線と東北本線を過ぎますと、間もなく砂押川は、東の支流の勿来川と西の支流の砂押川に分かれます。流域の開発により、砂押川は本来、倍の河道幅が必要だけでも、密集した市街地により拡幅が無理と判断され、中流域に二つの遊水地が造られることになりました。勿来川遊水地は、勿来川と砂押川の間に造られ、築堤自体は完成しておりますが、土砂撤去は今からです。砂押川遊水地は、砂押川の西側に造られた遊水地で、完成しております。

さて、砂押川遊水地ですが、面積は約十二ヘクタールで南北に細長い形状をしており、レベルとしては北から南に三段階になっているとことであります。すなわち南は、常時水をたたえ、鳥の楽園の感があり、北は冠水することがほとんどありません。したがって、北側部分については、多目的利用が十分可能と思われるます。そこで、お尋ねいたしますが、砂押川遊水地北部地区について、スポーツ施設、例えばパークゴルフ場等として活用することは可能かということであります。近年、パークゴルフの愛好者が急増しております、かなり遠くまで出かけてプレーしています。もし、活用できることになれば、何より利用者にとってありがたいことであり、地元自治体は土地の購入なしで利用者に提供でき、県では管理料が浮くことになるので、三者三様プラスになると思いますが、遊水地の多目的利用について、当局としてはいかがお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、能登半島地震を教訓とした住家の耐震性強化の取組について伺います。

六月議会で、県内の住家について、二〇〇〇年耐震基準に引き上げていく重要性を取り上げました。当局の答弁は、一九八一年基準に対しては、約九二%と全国平均より高い水準となっている。能登半島地震の教訓を踏まえた対策については、政府の専門委員会の検討結果を待つて、宮城県建築物等地震対策推進協議会で情報共有しながら、必要な対策に取り組んでまいりたいとのことであります。

さて、国交省は、十一月一日に能登半島地震による建物の被害状況に関する中間報告書を公表いたしました。それによりますと、建物の倒壊は、一九八一年以前の旧耐震基準で建てられた木造建築物は一九・四%、八一年の新基準で二〇〇〇年までに建てられた建物は、五・四%、二〇〇〇年基準以後に建てられた建物の倒壊は〇・七%だったとしてあります。逆に被害を受けなかった建物は、八一年以前の基準で一二・五%、八一年基準で二六・五%、二〇〇〇年基準で六五・五%とされ、二〇〇〇年基準以降は一気に上昇しています。以上のデータからしますと、二〇〇〇年基準を超えることの重要性が改めて明らかになったのではないかと受け止めております。現在も、県にみやぎ木造住宅耐震助成事業があります。しかし、同事業は、一九八一年以降の住宅は助成対象から除外しております。能登半島地震を踏まえた場合、一九八一年以降も対象とし、助成額も拡大すべきだと考えますが、答弁を求めます。

最後に、みやぎ型管理運営方式について伺います。

この間、みやぎ型管理運営方式につきましては、様々指摘をしまりました。第一に、県本体会計の黒字が十五億円も減額となる一方、MMMが八億円もの利益を上げている問題。水道用水供給事業の県本体会計の黒字は、直営時代最後の令和三年度は十七億円でしたが、みやぎ型導入後の令和四年度は十五億三千三百万円、令和五年度は十五億八百万円の減益となりました。他方、MMM水道部門の営業利益は、令和四年度は五億二千九百万円、令和五年度は八億五千九百万円となっています。二年間で、県本体会計は三十億四千万円の減益となり、MMMは十三億八千八百万円の営業利益を上げたわけです。この二年間の三十億四千万円という大きな減益は、回収できるのでしょうか。できるといふなら、二十年間の後半にMMMに同じことが起こる理屈になります。本当に回収できるのか、分かりやすく御説明をお願いいたします。第二に、令和五年度のMMM水道部門は、売上げが二十九億四千四百万円で、税引前利益は七億九千三百万円。利益率は実に二六・九四％に達します。この利益率は、トヨタ自動車の通常利益率の約三倍になるわけです。公的事业を請け負っている会社の利益率としては、異常ではないかと思えます。制度設計に問題があったのではないかと思えますが、当局の見解を求めます。第三に、この膨らんだ利益に税金が課税され、MMMの水道部門は、令和四年度に九千万円、令和五年度に一億九千三百万円、二年間で二億八千三百万円、約三億円の税金を払っております。MMMの売上げは全て県民の水道料金ですから、この税金は県民が払ったこととなります。MMMにとって、県から受け取る利用料金中、減価償却費は長期預り金的性格を持っているわけですから、国交省と財務省、国税局に働きかけ、改善する必要があると考えますが、当局の答弁を求めます。第四に、九月の決算総括で、膨らんだ利益への膨らんだ課税を指摘しましたところ、管理者から、昔も今も民間会社は利益に応じて税金を払っているとの答弁がありました。しかし、MMMの売上げ、利益、納税額は、直営時代の民間会社に比べ非常に大きく、次元が違う状態だというのが私の認識です。具体的数値を示しつつ、御答弁を頂きたいと思えます。

以上で登壇しての質問とさせていただきます。御清聴、ありがとうございました。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 藤原益栄議員の一般質問にお答えいたします。大綱六点ございました。

まず、大綱三点目、多賀城、七ヶ浜地域の環境問題についての御質問のうち、工業専用地域内での騒音等の規制についてのお尋ねにお答えいたします。

住宅地に隣接しております工業専用地域内の鉄くず等の再資源化業者から発生する騒音や粉じんの問題については、県内では当該施設のみであることから、全県を対象とする条例を制定するのではなく、既存の関係法令を駆使して、個別に対応すべきものと考えております。騒音規制を所管する多賀城市は、事業者の操業が周辺環境に配慮したものになることを望んでおり、県では、問題の解決を図るための関係法令による規制手法の助言や、事業者の操業に伴う騒音を正しく測定するための技術的支援を行っております。現在、多賀城市が塩釜保健所とともに、騒音や粉じんなどへの苦情の解決に向けた事業者と行政との協議の場の設定について、検討を進めているところであります。県といたしましては、引き続き、関係法令を駆使して事業者を指導するとともに、多賀城市と密に連携しながら、地域の課題解決に向けて支援してまいりたいと思っております。

次に、大綱四点目、砂押川遊水地のスポーツ施設利用についての御質問にお答えいたします。

砂押川遊水地は、多賀城市街地の浸水被害を防止するため、勿来川合流点上流部に洪水調整を行う施設として整備したものであり、面積は約十二ヘクタールとなっております。遊水地の整備に際しましては、将来的な公園などの利用も想定し、標高を三つのエリアに分けて造成しており、このうち、北側の上段約四ヘクタール及び中段約五・六ヘクタールについては、パークゴルフ場等を含む多目的利用は可能であると考えております。一方、利用に当たっては、河川法上、洪水時には遊水地として機能を適切に発揮することが必要であり、施設を整備する場合は、洪水に対しての安全性を確保することなどが許可条件となることから、遊水地内へのトイレや休憩所などの設置は、困難であることを御理解いただく必要があります。県といたしましては、引き続き、適正な管理に努めるとともに、遊水地の有効活用に向け、多賀城市や利府町と意見交換してまいります。

次に、大綱五点目、住家の耐震強化の取組についての御質問にお答えいたします。

国の能登半島地震の被害分析における中間とりまとめでは、一九八一年以前の旧耐震基準で建築された木造建築物の被害が顕著であり、耐震化が進んでいないことにより、被害が拡大したものと報告されております。また、宮城県沖地震を契機とした一九八一年以降の新耐震基準や、阪神淡路大震災を踏まえて見直した、いわゆる二〇〇〇年基準で建築された木造建築物においては、被害が少なくなっておりますが、国では、新耐震基準で建築された木造建築物について、要因分析に必要な情報が十分に得られていないため、引き続き、情報収集や詳細な検討が必要としております。県といたしましては、県内にいまだ旧耐震基準の木造住宅が数多く残っていることから、市町村と連携して進めている耐震診断や耐震改修に係る助成事業を活用し、引き続き、これらの木造住宅の耐震化を最優先に取り組んでまいります。なお、御指摘のありました新耐震基準の木造住宅については、国の最終報告を確認するとともに、事業主体となる市町村の意向を十分に踏まえながら、助成額の拡大も含め検討してまいりたいと考えております。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱六点目、みやぎ型管理運営方式の問題についての御質問のうち、県における減益の回収についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式では、二十年間の事業運営期間において、従来の方式と比較して事業全体で約三百三十七億円の削減を見込み、このうち、水道事業においては約百九十五億円の削減を予定しております。みやぎ型管理運営方式導入後の県の減益については、将来にこれを回収するという考え方ではなく、予定された事業が確実に実施されることにより、削減効果が発現するというものであります。現時点においては、運営権者は、要求水準書や各種計画書に基づく維持管理、改築などを着実に実施しており、事業費の削減が図られております。県といたしましては、引き続き、運営権者が実施する事業の履行状況を確認し、安定的な事業運営がなされるよう努めてまいります。

次に、運営権者の利益率についての御質問にお答えいたします。

運営権者の水道事業における昨年度の税引前当期純利益率は約二七％であり、この



理由として、事業当初は、運営権者の設備機器の更新が進まないことから、運営権者の更新投資に係る減価償却費を費用として計上できないため、利益が生じることとなります。運営権者の全体事業計画書において示されている収支計画では、昨年度の売上は約二十八億円、税引前利益は約七億円、利益率は約二五%であり、また、二十年間全体での収支計画では、売上げは約五百七十億円、税引前利益は約四十三億円、利益率は約七・五%となっております。全体事業計画書においては、利益率は毎年度一律ではなく、事業期間の前半で大きくなると想定されており、現状では、おおむね計画どおりに進んでいるものと認識しております。

次に、制度の改正に関する国への働きかけについての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の制度は、公認会計士や税理士も含めた外部有識者で構成するPFI検討委員会で、約二年の議論や審査を経て決定されたものであります。また、公共施設等運営権設定に関連する税務上の取扱いについては、事業開始前に関係省庁を通じて国税庁に確認しております。こうした経緯から、現在の取扱いは、法制度にのっとったものと認識しております。

次に、民間会社における税負担についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式導入前の水道事業においては、施設の運転管理及び点検について業務を委託してりましたが、みやぎ型管理運営方式導入後は、これらの委託内容に加え、薬品や電力の調達、設備の修繕や更新などの業務も運営権者が担っております。従前の受注者である民間企業においては、県が発注する水道事業のみならず、多様な経済活動を行っており、そのうち、県の事業のみに係る利益や税金の額について、具体的な数値を示すことは困難であります。なお、九月定例県議会決算特別委員会総括質疑における私の答弁は、運営権者に限らず、民間企業が利益に対して課される税金を納めることは、当然であるとの認識を示したものであります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱二点目、宮城の由来に関する県の立場についての御質問にお答えいたします。

みやぎ手帳では、平成九年版から宮城の由来を記載しており、諸説がある中で、多賀城がみちのくの遠の朝廷であるという意味で宮城とされたなど二つの説を並記し、現在に至っております。御指摘のありました宮城の由来については、平川南氏をはじめ郷土史の専門家の研究を参考に、次回発行するみやぎ手帳などの出版物における対応を検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱三点目、多賀城、七ヶ浜地域の環境問題についての御質問のうち、常時観測局を多賀城市と七ヶ浜町に設置すべきとのお尋ねにお答えいたします。

県内の大気環境の常時観測局については、国の大気常時監視マニュアル及び処理基準に従い、適切に配置されているところです。更に、仙台パワーステーションの立地に伴う地元自治体からの要望や周辺住民の不安払拭のため、県では、多賀城市及び七ヶ浜町において、平成二十九年度から移動測定車による大気環境の測定を実施してまいりました。移動測定車による測定結果については、周辺の常時観測局と同様の傾向であり、光化学オキシダント以外の項目については、おおむね環境基準を達成しております。また、周辺の常時観測局における光化学オキシダント濃度の平均値は、仙台パワーステーションの稼働前後と比較して、ほぼ同水準で推移しております。なお、多賀城市において、光化学オキシダントが環境基準を超過した日は、全県的に同様の傾向が見られ、県外からの影響による可能性が高いものと考えております。こうした状況を踏まえ、県といたしましては、引き続き、移動測定車による大気環境の測定を実施することで、周辺住民の不安払拭に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、多賀城跡政庁南大路の整備についての御質問にお答えいたします。

先月一日に開催されました多賀城創建一三〇〇年記念式典には、私も出席し、会場の皆様とともに祝いさせていだいたところです。多賀城市長の御挨拶からは、政庁南大路の復元にかける強い志を感じ取ることができました。県教育委員会といたしましても、政庁南大路の整備は、多賀城跡の魅力を更に高めるものと考えており、これまでも多賀城市と協議を重ねてきたところですが、その整備を進めるに当たっては、様々な検討が必要であると考えており、引き続き、多賀城市とともに、多賀城外郭南門から政庁への一体性を確保した整備方策について、費用負担の在り方も含め、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 御答弁、ありがとうございました。質問順番に再質問させていただきます。

多賀城政庁南大路の整備の基本的な方向については、既に六月議会で答弁を頂いておりました。ただいまも市長の答弁を受けて、前向きに取り組んでいくという表明があったというふうに思います。その際に必要なことは、私実は、四十年前から多賀城の調査と整備をずっと見守ってきたといいますが、注視してきたんですけれども、もともと特別史跡内は、全部県が整備するんだという話だったんです。それがいつの間にか、旧県道で北側が県、南側が多賀城市ということになりました。旧県道上の整備は、ちょうど分担の境目なものですから、県にやってほしい、いや、市がやってほしいという話になつてくるとなかなか進まない。だから私は、事業主体が県になるのが多賀城市になるが、文化庁から補助を頂いて、残りの分については、県と市が仲よく折半して整備していくということが推進する上では非常に重要だというふうに思っているんですけれども、その辺についてはどういう御認識なのか、答弁を頂きたいと思います。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、県教育委員会といたしましても、政庁南大路の整備につきましては、多賀城跡の魅力を更に高めるものというふうに考えております。現在も様々、多賀城市とともに検討を進めておりますけれども、費用負担の在り方も含め、更に検討してまいりたいと考えてお

ります。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 現段階では、そういう御答弁以上はないということだと思えますので、多賀城市や文化庁とよく相談して推進していただきたいと思えます。

県名の由来については、令和八年版から見直すということでしたので、受け止めていただいて、ありがとうございます。ぜひ、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

環境問題ですが、鉄くずの山の問題ですけれども、該当するところが多賀城市以外にはないんだと。だから、法令等で対処していきたいということだったんですけれども、一か所しかないんですが、非常に深刻な問題なんです。これは、私はやはり、建屋内で操業していただく以外に解決の道はないのではないかというふうに思っているんです。それで、現にそういう場所があるわけですから、一か所だから条例は要らないかということではなくて、やはり条例化についても検討していただきたいと思いますが、再度御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 今、知事が答弁申し上げましたけれども、現時点では特定事案に限定されているということで、全県の対象といたしました条例の制定の必要性は低いというふうには申し上げたところですが、現在、国において、再資源化業者によります——特に首都圏中心になりますけれども、適正ヤードにおきます生活環境保全上での対策などについて、今現在検討しているというようなことを伺っているところでもございますので、そういった国の動向も注視しながら、検討してまいりたいというふうに思っています。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 環境問題については、今後も注視してまいりたいというふうに思っています。

四つ目の砂押川遊水地の活用の件なんですけど、これは県の河川課、土木部としても、そういうふうな活用をしていただくことになれば、ありがたいことだというような認識なんだという受け止めでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 先ほど知事から答弁していただきましたけれども、もともと整備に当たりましては、パークゴルフ場等を含む多目的利用は可能ということで、高さを変えて整備を進めてございます。今後、多賀城市、利府町におきまして、そういった利用がしたいということであれば、その詳細な中身を承って協議してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 地元の意向と合意が大事だということなのだと思いますので、そういうことで皆さんにお伝えして、検討していただきたいというふうに思います。

五番目の住家の耐震補強の強化の問題です。答弁の中身は、当面も一九八一年基準に満たしてないところについて助成を継続していくんだと。それ以降については、まだその先のことなんだと。当面は考えていないんだという答弁内容だったような気がするんですけども、そういう受け止めでよろしいですか。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 今回、国のほうで出た中間報告につきましては、まだ、新耐震基準と二〇〇〇年基準との間の部分のデータ数が少ないので、もう少しきちんと精査するべきだということが言われてございますので、我々としては、先ほど答弁しましたように、県内におきましてもまだ七万二千棟余りの木造住宅がございますので、旧耐震でやった部分をしっかりと耐震化していくと。市町村におきましても、意見交換しながら今進めてございますので、助成事業はあくまでも市町村と連携しなければいけませんので、市町村の意向も十分踏まえながら、議員が御指摘の新耐震基準と二〇〇〇年基準の間の部分につきましても、状況を確認しながら、国の最終的報告——これからまだ調査すると思いますが、そういったところを踏まえながら、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 八一年基準に対しては、九二か九三%になっていると。そこまで来ますと、なかなか耐震化の改修をしたいといって補助申請する件数は、私は大分少なくなってきたのではないかとというふうに思うんですけども、今手元に資料があ

るかどうか分からないんですが、私はそうなのではないかと思うんですけども、今御答弁できたら、お願いします。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 耐震の助成ですとか工事につきましては、いわゆる東日本大震災以降増えてきたんですけども、それがだんだん減ってきています。ただ、令和三年・四年の福島県沖地震、また、今回の能登半島地震で助成が少し増えてきていますので、そういった意味ではまだまだ、先ほど言ったように七万二千棟余りの旧耐震基準の住宅もございます。能登半島でもやはり耐震がされていなかったことによって、これだけ大きな被害を受けたということでございますので、我々としては、まずそこを最優先に市町村と連携してやっていくと。ただし、議員が御指摘の新耐震基準と二〇〇〇年基準の間の部分についても課題はあるというふうに考えてございますので、そういった意味では、国の動向もしっかりと注視しつつ、市町村と連携しながら検討してまいりたいということでございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 十一月一日の国交省の中間とりまとめなんですけれども、四ページに、八一年から二〇〇〇年の間の倒壊率と被害がなかった率、それから、二〇〇〇年以降の倒壊率と被害がなかった率がグラフになって、非常に分かりやすく説明されているんですが、被害が無かった割合は、八一年以前は一二・五％。それから、八一年から二〇〇〇年は二六・五％と倍ぐらいにぐっと上がると。更に、二〇〇〇年以降基準をクリアしている建物で被害がなかった率は、六五・五％にぐんと上がるんです。こういうデータを見ると、しかもこれは、いわゆるサンプル調査ではなくて、能登半島地震の被害を全部調査した中間報告になっているんです。私はこのグラフを見て、それからもう一つ、八一年基準については既に九二、九三％クリアしているという宮城県の現状から見ると、私はやはり今、次の段階に足を踏み出すべきときではないかと。決して、それを否定はしないんだけど、また何か曲がるような感じがするんですが、私はやはり、能登地震と宮城の到達を見ると、次の段階に足を踏み出すべきときではないかというふうに思うんですが、再度御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 議員が御指摘の四ページの部分は、非常に分かりやすい資料になってございます。ただ、私も基本的には、いわゆる二〇〇〇年基準になりますと大きく効果が出るということがこのグラフで読み取れます。また、一方では、十二ページにも書いてございますが、引き続き検討すべき課題といたしまして、やはり必要な情報が十分に得られていないことにより要因分析に至っていないとされているものもあるので、そういったことをちゃんとしっかりやっていく必要があるのではないかとこのコメントも書いてございます。私としましては、もちろん旧耐震基準の耐震化も必要ですし、今国が調査結果の中間報告で出した新耐震基準以降の部分についても必要だという認識はしてございますので、そこについて先ほど来御答弁させていただいてございますが、まず優先的にやるのは、旧耐震基準を最優先しつつ、新耐震基準の部分はどうしていくかというのは、市町村と一緒に考えながら前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 十番藤原益栄君。

○十番（藤原益栄君） 前向きに検討していきたいということでしたので、期待していききたいと思います。

六番目、最後に、みやぎ型管理運営方式についてなんですが、私も再三この問題を取り上げていますので、今回も、二十年全体を見てほしいと。その上で判断してほしいという御回答だったというふうに思います。仕組み的にそういうことはそれである。当然ね。だけれども、前半に利益がいつぱい出るような仕組みになっています。それに対して、税金が課税されないというのであったらまだ分かる。もう何回も言っていますが、いわゆる運営権者が発注してできた施設の減価償却費も二十年間でならして、その利用料金にして移動するものだから、前半に大きな黒字になるということですね。私はいつも言っていますが、長期預り金的な性格があると。それに対してまでやはり税金がかかるというのは、私は県民から見ても納得できないし、広めようとしている皆さんにとってもあまりいい話ではないと思うんです。だから、実施している宮城県としては、ここは改善したらという話を、私は、国に言ってもいいのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○公営企業管理者（佐藤達也君） 多分、議員がおっしゃるのは、例えば収益の利用料金の部分を負債に計上して、随時収益化していくというようなお考えなのではないかと思えますけれども、いずれにしても、先ほど議員に二十年間で見えてほしいとお話しさせていただいた、それにも通ずるものなんですけれども、二十年間の利用料金のトータルというのは、おおむね変わらないと。同じように、減価償却というものも二十年間でトータル幾らというものがございます。一部その収入を収益化したとしても、そのトタルの利益でトタルの減価償却が変わらない限りにおいては、二十年間の税金の総額というのは変わらないと。ただ、前半はちよつと大きくなるということだというふうに認識しておりますので、県としては、現在の制度設計上、問題はないものというふうに認識しております。





2024年11月27日藤原撮影

2018年3月藤原撮影

宮城県議会 令和6年11月定例会一般質問 (2024. 12. 3)

藤原益栄議員揭示資料